

---

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第3、議案第44号 調停についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第44号は、調停についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 齊藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（佐藤作行君） ちょっと町長に・・・、今いろいろ説明を受けたわけなんですけど、ちょっと3点ほど・・・、今までの質疑応答を何回かこの議場で一般質問等で鈴木源一郎さんがかなり長いことやっていたわけなんですけど、それらの質疑応答をふまえて、3点ほど私は疑問に思っていることがあるので、確認の意味で町長にお伺いしたいと思います。

1点目は、当初調査が入りまして、町の見解としては土屋さんの方に大部分の過失があるというようなことでしたが、そこらの見解は今も変わっていないのかどうか。

それから、2点目は、調停にかける案件をこの議場に出した際に、15パーセントにこだわっていたわけなんですけど、そこらは150万円という数字が出ているんですけど、それは総工費の何パーセントに当たるのか。

それから、前回下田の簡易裁判所、こちらで調停にかけたわけなんですけど、そのときと今度の沼津簡易裁判所との相違点。どうして合意しようということに至ったのか、そこらのご説明をお願いします。

○町長（齋藤文彦君） 見解は全然変わっていません。

それで、2番目、3番目は課長の方から答えます。

○産業建設課長（齊藤昌幸君） 150万円の工事費に占める割合というご質問でよろしいですね。

（佐藤議員「そうです」と呼ぶ）

○産業建設課長（齊藤昌幸君） こちらにつきましては、相手方に対する対象工事費の金額が1574万7000円ということで、150万円、これを分母としますと9.5パーセント程度になります。

す。

前回下田で行った調停と沼津でやっている調停との相違点という質問だったと思いますが、下田につきましては、当然我われの方も主張し、相手方も主張をしたわけでございますけれども、下田の調停委員の方で互いに意見の相違がかい離があるということで、1回目で意見を聞き、さらに2回目で意見を聞いても言い方は悪いですが、らちがあかなかつたということで直ちに不調が提案されたわけでございます。

今回沼津の方でも、調停委員会の方でもお互いの妥協点を探りながら、さらには互いの意見も聞きながら、調停委員会として、これくらいでどうでしょうかということで150万円ということが出されたわけでございまして、さらにそれにつきましては、当然その場ではご返事はできませんので、一旦持ち帰りまして内部で協議し、全協、本会議という流れになったと理解していただきたいと思ひます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（藤井 要君） 町長は冒頭で変わらないということは、これは15パーセントでやりたいということなんですかね。

それと、前のときに、松本副町長のときですけれども、15パーセントというのは、住民訴訟を起こされない最低限の数字だということを言っておられましたね。今回出ているのは、調停は150万円、これは総工事費といつても、工事費だけですよね。ほかのやつは除いているわけですのでね。前のああだこうだ付け替えたのはいいのにして、9.5パーセントという数字は納得しておりますけれども、それに対してちょっと町長の方の回答をお願いします。

○町長（齋藤文彦君） 第1番目の変わらないというのは、土屋さんの法面が崩れた、それで、それは民地ですから、土屋さんの問題ですから、町は関与しないわけですけれども、その上に町道があったと、土屋さんに言わせると、町道が崩れたから法面が崩れた。松崎町は法面が崩れてから町道が崩れたということで争ったわけですけれども、その松崎町が正しいということを証明するために専門家にお願いして松崎町が正しいということが専門家の方から出ましたから、それを松崎としてはずっと主張していることで、それは変わらないということです。ただ、15パーセントに関しては、いろいろ長い3年の歳月が流れてきてまして、いろいろあるわけですけれども、本当に沼津簡易裁判所で3回目の中で司法立場である公平な調停委員から提示された提案が出ましたので、これを、先ほど課長が言いましたとおり内部で検討したわけで、これを蹴飛ばすということは、もう本当に終わりになるということだという

ことで、松崎町としては決断して、この議会に提出しているところでございます。

○3番（長嶋精一君） 3年数カ月紆余曲折があった案でございますから、いま町長も説明のとおり本件は調停委員の一種の判断でございます。これは司法の判断として受け取った方がいいんじゃないかと私は思います。したがって、議会としてもこれを成立させることが正当な判断ではないかと私は考えております。以上です。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（福本栄一郎君） もう一度確認ですけれども、いわゆる工事代金というのは、もう設計書はできあがっていると思うんですけれども、それは本体工事の設計書ができあがっていると思うんですよ。そうでないと先ほど建設課長が9.5パーセントくらいと言ったわけでしょう。これは逆算すれば工事金額が出ると思うんですけれども・・・。

それと応急・・・、3年半くらいのあれですか、応急をやりましたよね。ビニールシートをかけた、その金額も入っているんですか。

それから、測量試験費ですか、調査したんですよね。その辺もトータルで150万円ですか。その辺をもう一度確認すると同時に、工事ですから変更がつきものだと思うんですよ。変更で増額になった場合は、150万円でもう限度ということで考えているのかということをお伺いしたいということが1点ですね。

それから、次は、これは町長の考え方だと思うんですけれども、町道の見直しという・・・、昔の町道がどんかいですか、511だかあって、約270キロメートルですか、町で管理する・・・、町長の責任・・・、その責任・・・、昔の、こんなこと言っちゃあ申し訳ないと思うんですが、赤線という農耕用に使っている道も町道と認定されていると思うんですよ。その辺の町道の見直しをするのか。それと同時に、町長の管理責任である普通河川、準用河川の時も・・・、町長が管理者ですから、その辺を同じような被害があった場合に、同じような考え方で今後対応していくかどうか、その辺をまずお伺いいたします。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 3点ですね。いわゆる工事代金は、もう積算をしているのかどうかというのが1点目ですよ。これにつきましては、工法が法枠工法ということで、当初テラセルであったものが相手方が拒否をし、昨年議会で報告しましたとおり工法については、法枠工法ということで了解を得たということで、その上で、テラセルの調査結果報告に基づいて概略で法枠はこれくらいかかるのではないかとこの概略の積算はしてあります。それに基づいた先ほどの150万円の分母が出ているわけでございます。

今後沼津簡易裁判所で調停が成立をしたあかつきには、直ちに実施設計の事務に着手するわけでございますので、先ほど議員がいましたとおり本体工事の設計額が固まっているかという、申し訳ありませんが、固まっていないというふうに言わざるをえません。

基本的には、調査費用と本体工事費を分母とする150万円というふうに我われはみております。

変更・・・、今後実際に工事入札をして、工事を発注するわけでございますが、当然変更あると思うわけでございますけれども、額の増減があつたとしても150万円の負担金は変わりございません。

それから、町道認定の見直しについては、議会の議決等も当然必要となってくるわけでございますので、これは慎重にまた考えておきたいと思えます。

続いて、準用河川、普通河川の関係でございます。もしこのような形になったということは、河川の場合には河川災害復旧事業が適用するものが大いにあると思えますので、そのときに・・・、今回大きな11号が来たわけですが、仮に河川災害が起きた場合には、直ちに適用申請をするような形をするのが普通だと思います。そのような災害復旧事業の適用を念頭において実施するものでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（福本栄一郎君） これはいわゆる工事分担金条例の特例という考え方でいいでしょうか。その辺は確認いたします。

それとも一つ、施設は申立人に寄付する、これは逆の考え方はないでしょうか。役場が寄付する、その辺はどうでしょうか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 本来なら利率で負担金をもらうわけでございます。このように額を定めることは、確か分担金条例の2条の・・・、申し訳ありません。間違えていたら申し訳ありませんが、確かこの率表にないやつの条項の適用だと思います。その上で、当然のことながら、分担金の額を定める議案を改めて出す形になるかと思えます。

町・・・、ちょっと意味がわかりません。町が土地を寄付する・・・。工事を行う場合には、当然町の仕事として行うわけですので、当然町の土地にしておかなければできませんので、今回寄付をお願いしているものでございます。

○6番（福本栄一郎君） ものでございませう、土木構造物。工事中は個人の土地でしょうか、あとの完成品を寄付する考え方はないでしょうか。

町長に再度確認します。こういった事例がほかにもあったときにも適用してくれるでしょうか。町長の考え方を伺いたします。

○町長（齋藤文彦君） 土屋さんのこういう事故が起こる前はいろいろ建設業に関わる地元寄附金率、任意の寄附金率ということで定めてあったわけですがけれども、これからいろいろトラブルがあったわけですがけれども、土屋さんの場合は、分担金条例が出るの前のことですから、前のことでやったわけですがけれども、分担金条例ができたわけですから、これに則り粛々とやるということでございます。

土地を寄付するということはちょっともう一度・・・。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 2番目の福本議員の質問というのは、できた構造物について相手方に寄付したらどうかというご質問でよろしいですか。

（福本議員「そうです」と呼ぶ）

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 町の方が道路構造物として今回施工するわけでございます。当然のことながら、底地は町の物として、そして、できあがった構造物については町道として維持管理をするべきものだとして解釈しています。仮に現在の星山線が町道認定を外れて赤線になったとしても、いずれにしても町の管理責任は赤線になってもしなければならないと考えております。管理責任をしなければならないと考えております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（長嶋精一君） 3年くらい前の議会で、松本、当時の副町長はこのように言っております。これは議事録に載っているんですけども、「本件はかつて過去に例のない特殊な事故であった」と、したがってその分担金条例には・・・、当時の分担金条例には該当がないというようなことをはっきりと言っているんですね。言っています。その点を考慮して、本件に至ったと思います。したがって、これがずっと後々のことに発揮されていくのかということとは、また特殊の各々のこととして対処すればいいのではないかと私は思います。以上です。

○町長（齋藤文彦君） 課長が申したとおり、分担金条例ができましたのでそれに則って粛々といくということでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（藤井 要君） 確認の意味なんですけれども、これはテラセル工法はやらないということで、それはいいわけですがけれども。先ほど課長の方で9.5パーセント、これも出ましたけれども、場合によっては9.5パーセントが変わってくるということで、150万円がもう1000

万円プラスになろうが、2000万円プラスになろうがもう150万円は変わりはないということですよ。

そして、もう1点ですね、あと、これは寄付ということになってはいますが、これは評価額でだいたいどれくらいの寄付になるのかなど、その点を聞きたいなと思いますけれども、先ほどから本体工事プラス設計料だとか、管理費だとかいろいろ出てきますけれども、やっぱりはっきりと物を言った方がいいと思いますよ、課長。工事はいくら、そして、例えば設計料はいくらというふうに、そういうはっきりとしたので言っていた方がいいと思いますよ。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 1点目、150万円の今回の調停負担額ですけれども、事業費が増減しても変わらないかと・・・、変わりございません。

それから、寄付を申し出ている土地の評価額うんぬん等についてということでしょうか。申し訳ございません。調べてございません。面積の方も今後実際に寄付をすべきものは測量調査をした結果で確定しなければなりませんけれども、だいたい40㎡程度じゃないだろうかというくらいしか言いようがございません。

それで、評価額については、特に調べてございません。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○8番（土屋清武君） この議案第44号の関係でございますが、これは3年数カ月も経過して、この間いろいろと調停も以前にあって、今度は場所を変えて沼津でやったというようなことで、それもその度に双方の申立てを出して、それで、今回調停委員の方からその申立書

をよく理解して、このような判断が出たというふうに私は解釈しています。このようなことから、第三者から見て、この金額が妥当であろうというようなことになったと、このように理解するわけです。これでぜひ一日も早く工事の方を進めていただきたいというようなことでもあります。このようなことをもちまして、私の賛成討論といたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第44号 調停についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（午前9時26分）

---